

横浜市加賀原地域ケアプラザ 通所介護相当サービス 運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人中川徳生会が運営する横浜市加賀原地域ケアプラザ（以下「プラザ」という）が行う通所介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な通所介護サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 運営方針は次のとおりとする。

- ① 事業所の従業員は、利用者が自立した日常生活を営むこと及び利用者の家族の負担を軽減することを目標に、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて、入浴、排泄、食事等の介護等を行うとともに、機能訓練を実施する。又利用者の家族に対し介護方法の指導を実施する。
- ② 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 横浜市加賀原地域ケアプラザの名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名 称 横浜市加賀原地域ケアプラザ
- 2 所在地 横浜市都筑区加賀原 1-22-32

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務は次のとおりとする。

- 1 管理者 1 名（常勤兼務）
管理者は、業務の管理を一元的に行う。
- 2 生活相談員（常勤兼務 4 名）
生活相談員は、事業所に対する通所介護の利用の申し込みにかかる調整、通所介護計画の作成等を行う。
- 3 看護職員（非常勤兼務 4 名）
看護職員は、利用者の健康状態を把握するとともに、医療的な立場から機能訓練等の指導を行うほか、利用者の家族に対して、介護方法の指導等を行う。
- 4 介護職員（常勤兼務 4 名・非常勤兼務 11 名）
介護職員は、入浴、排泄、食事等の介護等を行うとともに、施設への送迎を行う。
- 5 機能訓練指導員（非常勤兼務 4 名）
機能訓練指導者は、通所介護における機能訓練・口腔機能向上プログラムを作成するとともに、他の職員に対し技術指導等を行う。

(業務日及び業務時間)

第5条 プラザの業務日及び業務時間は、次のとおりとする。

- 1 業務日 年中無休。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- 2 業務時間 午前8時30分から午後5時30分（日曜日・祝日は午後5時）までとする。
ただし、サービス提供時間は午前9時30分から午後4時35分までとする。

(通所介護事業の内容及び利用料)

第6条 通所介護事業の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の利用者負担の割合額を利用料とする。

- 1
 - ① 生活指導（相談援助等）
 - ② 機能訓練（日常動作訓練）
 - ③ 口腔機能改善指導（口腔清掃・摂食・嚥下機能訓練）
 - ④ 介護サービス（移動や排泄の介護・見守り等のサービス）
 - ⑤ 健康状態の確認
 - ⑥ 送迎
 - ⑦ 給食
 - ⑧ 入浴
- 2 食事の提供 700 円おむつ代 100 円（尿取りパットは 20 円）を徴収する。食事代にはおやつ代を含み、午後から利用の場合にはおやつ代 150 円を徴収する。その他については実費を徴収する。
- 3 第 12 条に定める通常の事業実施地域を越えて通所介護相当サービスを行った場合に要した交通費は徴収しない。
- 4 第 2 項、第 3 項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名）を受けることとする。

(利用定員)

第7条 通所介護事業の利用定員は、次のとおりとする。

- ① 一般型 45 名（通所介護・横浜市通所介護相当サービス）

(緊急時の対応)（事故・体調急変・感染症・災害等発生時）

第8条

- 1 職員は、通所介護サービス提供中に、利用者の体調の急変、その他緊急事態が生じたときは事前の打ち合わせに基づき、速やかに主治医・救急機関等に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 通所介護利用時間内の、体調不良時は家族等に連絡し、送迎を依頼する場合がある。
- 3 災害発生に備え、防災計画を作成するとともに、防災計画に基づき避難訓練等を実施する。
災害発生時には状況により、事前に登録いただいた緊急連絡先に連絡をすると共に、安否確認連絡・家族送迎を依頼することがある。
- 4 災害時・感染症発生予測時は、状況に合わせて、サービス提供を中止する場合がある。

(損害賠償)

第9条

- 1 事業者は、通所介護の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。但し、事業者の責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。
- 2 事業者は、利用者の故意又は重大な過失により損害を受けた場合は、その損害賠償を請求することができません。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- ④ ③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(衛生管理)

第11条 事業所は、食中毒等の発生防止に努め、必要な業務体制を整備する。

(事業実施地域)

第12条 通常の事業実施地域については、都筑区・青葉区とする。

(留意事項)

第13条 サービス提供にあたっての留意事項は、次のとおりとする。

- ① 健康状態の確認により、血圧・体温等が医師等の指定する値より高い場合は、入浴サービスを提供しないことができる。
- ② 飲酒等により、他の利用者に迷惑を及ぼす場合は、サービス提供時間内にかかわらず、サービス提供を中止することができる。

第14条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また事業体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- ② 定期研修 年1回
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するとともに、サービス事業者等に利用者及び利用者の家族の個人情報を開示する場合は、あらかじめ文章にて利用者及び家族の同意を得るものとする。
- 3 従業員であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、当該事業所の従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を事業所の運営法人との雇用契約内容とする。
- 4 この規定に定めるものの他、運営に関する重要事項は、横浜市における条例、規則、要綱、運営法人との委託契約書で定める他、適宜協議の上定めるものとする。

附則

この規定は平成12年 4月 1日から施行する

この規定は平成12年 5月16日から施行する

この規定は平成12年 8月16日から施行する

この規定は平成12年12月16日から施行する

この規定は平成13年 2月 1日から施行する

この規定は平成13年10月 1日から施行する

この規定は平成14年 4月 1日から施行する

この規定は平成14年 7月 1日から施行する

この規定は平成 15 年 6 月 1 日から施行する
この規定は平成 16 年 7 月 1 日から施行する
この規定は平成 17 年 10 月 1 日から施行する
この規定は平成 18 年 4 月 1 日から施行する
この規定は平成 19 年 4 月 1 日から施行する
この規定は平成 22 年 7 月 1 日から施行する
この規定は平成 24 年 8 月 1 日から施行する
この規定は平成 25 年 4 月 1 日から施行する
この規定は平成 25 年 10 月 1 日から施行する
この規定は令和 元年 8 月 1 日から施行する
この規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する
この規定は令和 6 年 7 月 2 日から施行する